

～特集～

ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト

I ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトの紹介

法務総合研究所国際協力部教官

伊 藤 隆

1 ウズベキスタン共和国は、旧ソ連邦の崩壊に伴い、1991年に独立を果たし、市場経済体制への移行を図りつつあるが、約70年間にわたり計画経済体制の下にあったため、円滑で安全な経済取引を促進する法制度を整備する必要に迫られ、日本に対して法整備の支援を要請してきている。

この要請を受け、当部では、ウズベキスタンの市場経済移行支援のため、国際協力機構（JICA）と協力し、2002年度から「経済取引を促進する法制度」をメインテーマとする国別特設研修を実施することとした。同年度に実施した第1回研修は「中小企業に関する法制度」を、翌2003年度に実施した第2回研修は「土地制度及び担保制度」をそれぞれ具体的テーマとして、各々約1か月間にわたる研修を実施してきたところである。¹

2 ところで、ウズベキスタンにおいては、市場経済化に伴う企業の自由競争の下での活動を担保するため、1994年に倒産法が制定された。その後も1998年の改正を始め幾度の改正を行ってきたが、2003年4月には大幅な改正がされ、条文数も192と大幅に增加了。²

この2003年の大改正の内容も踏まえた現行のウズベキスタン倒産法の特色を簡単に

¹ 当部におけるウズベキスタン共和国に対する法整備支援の取組みについては、丸山毅「ウズベキスタン共和国の司法制度について」本誌第4号62ページ、「第1回ウズベキスタン国法整備支援研修（2002）結果の概要」本誌第9号139ページ、「ウズベキスタン招へい専門家報告」本誌第18号95ページ、黒川裕正・小山田実「ウズベキスタン共和国の不動産登記制度概観」本誌第15号4ページ、工藤恭裕「特集：各国法整備支援の状況～ウズベキスタン～」本誌第16号20ページ、「第3回ウズベキスタン法整備支援研修概要」本誌第19号3ページを参照

² 2003年に改正された倒産法は、第1章「総則」（第1条～第29条）、第2章「裁判外再生支援」（第30条～第34条）、第3章「経済裁判所における倒産事件の審理」（第35条～第61条）、第4章「監視」（第62条～第75条）、第5章「裁判上の再生支援」（第76条～第90条）、第6章「外部管財」（第91条～第123条）、第7章「清算手続」（第124条～第144条）、第8章「和議」（第145条～第155条）、第9章「特定の範疇に入る法人債務者の倒産に関する特則」（第156条～第173条）、第10章「個人事業者の倒産」（第174条～第184条）、第11章「簡易倒産手続」（第185条～第189条）及び第12章「最終章」（第190条～第192条）の全12章で構成されている。このうち、第4章「監視」は、2003年の改正で新設され、第5章「裁判上の再生支援」は、1994年の倒産法制定当時には設けられていたものであり、1998年の改正でいったん廃止されたが、2003年の改正で再度設けられたものである。

述べると³、まず、倒産事件を含む経済分野の紛争事件は最高経済裁判所を頂点とする経済裁判所が裁判権を専有し（共和国憲法第111条、経済訴訟法第23条第1項）、倒産事件は経済裁判所によって審理される（倒産法第5条）。

また、倒産の主体については、法人（公的資金により運営されているものを除く。）及び個人企業家を対象としており、一般の消費者の倒産を認めていない（倒産法第1条、第2条）。

そして、法制的には、再建型手続及び清算型手続を同一の法律の中に包含した形で構成されており、再建型手続につき民事再生法及び会社更生法、清算型手続につき破産法及び会社法（特別清算）というように細分化された日本の倒産法制と異なった形の構成となっている。

倒産の申立てについては、金銭債務については債務者、債権者及び検察官が、義務的支払債務⁴については債務者、検察官、国税当局及びその他の所管当局が、経済裁判所に対して申立てを行う権利を有する（倒産法第6条）ほか、一定の場合に債務者、清算委員会及び清算人は経済裁判所に対して申立てを行う義務を負う（倒産法第8条）が、経済裁判所は、まずは適法な倒産認定申立てを受理して倒産事件を開始し（倒産法第45条），その後、「監視」（倒産法第4章）中に開催される第1回債権者集会の決議に基づき、債務者の代表者が事業管理権を自ら行使した上で再建を図るDIP型の再建型倒産処理手続である裁判上の再生支援手続（倒産法第5章）若しくは債務者の代表者が事業管理権を外部管財人に移譲した上で再建を図る再建型倒産処理手続である外部管財手続（倒産法第6章）又は清算型倒産処理手続である清算手続（倒産法第7章）等に移行するか否かを判断することとされている。

「監視」とは、債務者の倒産認定の申立てを経済裁判所が受理した時点から次の手続（裁判上の再生支援手続、外部管財手続、清算手続等）に移るまでの間、債務者である法人に対し、債務者資産の保全及びその財務状況を分析する目的で、経済裁判所により適用される倒産手続である（倒産法第3条第5号）。

また、債務者及び債権者は、倒産事件の審理のどの段階においても、経済裁判所の承認を受けて和議（倒産法第8章）を締結し、倒産事件を終結させることができる。

なお、個人事業者である債務者の場合は、監視手続、裁判上の再生支援手続及び外部管財手続の適用はなく、清算手続及び和議手続のみ適用がある（倒産法第28条）。

さらに、2003年の倒産法改正により、ウズベキスタンにおける倒産実務を支える存

³ 現行のウズベキスタン共和国倒産法の詳細な解説については、遠藤賢治「ウズベキスタン共和国の新倒産法と企業売却」比較法学第38巻第2号129ページを参照。また、ウズベキスタン共和国倒産法和訳（仮訳）が本誌第19号14ページに、ウズベキスタン共和国憲法和訳（仮訳）が本誌第4号82ページに、ウズベキスタン共和国経済訴訟法典和訳（仮訳）が本誌第15号23ページに掲載されているので、参照にされたい。

⁴ 国家予算又は国家基金に組み入れられる税金、手数料その他の義務的支払債務（倒産法第3条第6号）

在として、裁判所任命管財人の制度が整備された。つまり、裁判所任命管財人は、倒産手続実施のため経済裁判所が任命する国家資格者であり（倒産法第3条第9号），その資格を得るためにには、高等教育を受け、2年以上の実務経験があり、倒産事件に関する国家機関から認定を受ける必要がある（倒産法第18条）。

- 3 このように、2003年に大改正されたウズベキスタン倒産法は、監視手続や裁判上の再生支援手続等の新しい制度の導入や、裁判所任命管財人制度の整備が行われるなど、法制度としては一応の形は整ったものの、施行されて間もないこと、早急に立法作業が行われたために法文の文言が整理されていないこと、いまだ実務家の参考となる文献が存在しないことなどから、ウズベキスタンの倒産法制度はいまだ実務に十分定着せず、適切な倒産手続が選択されない、債権者・債務者等関係者の利益が必ずしも十分守られていないなどの問題を抱えている。

このような状況の下、ウズベキスタンからJICAに対して、ウズベキスタン倒産法制度の整備及び倒産実務の充実・発展を図るため、ウズベキスタン最高経済裁判所が発刊を計画している倒産法注釈書（コンメンタール）の作成の支援の要請がされていた。

- 4 この支援要請に対し、当部及びJICAでは、従前から実施している国別特設研修の機会を利用してウズベキスタン側の要請にこたえることとし、2004年7月にJICA短期専門家として同国に派遣された大阪大学大学院高等司法研究科池田辰夫教授、前国際協力部長田内正宏及び下田道敬JICA国際協力専門員とウズベキスタン側の注釈書作成の総責任者である前ウズベキスタン最高経済裁判所副長官（現ウズベキスタン非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会法務部長）アジモフ・ムラット・カリモヴィッチ氏との間で、2004年度にウズベキスタン倒産法第1章から第4章まで及び第7章（総則的規定及び清算型手続が中心である。）について、並びに2005年度に残りの章（再建型手続が中心である。）について、ウズベキスタン側が執筆した注釈書草案につき両国間でその内容につき協議を行い、2006年度は注釈書草案の推敲に充て、注釈書草案を完成させた上で注釈書を発刊する旨の合意がされた。

- 5 これを受け、当部及びJICAでは、2004年度の国別特設研修については、ウズベキスタンの倒産実務の向上に資することを目的として、また、倒産法注釈書作成支援のプロジェクト化を図ることを見据えた内容として構成することとし、2004年10月に、ウズベキスタン共和国の経済裁判所を中心とした関係諸機関から参加した研修員を対象として、「倒産制度」をテーマとした「第3回ウズベキスタン共和国法整備支援研修」を約1か月間にわたり実施した。この第3回研修においては、日本の倒産制度を紹介しつつ、両国の法制度及びその運用の比較研究を実施したほか、ウズベキスタン側のワーキンググループが執筆したウズベキスタン倒産法第1章から第4章まで及び第7章の注釈書草案について、日本側の倒産法専門家との協議を実施した。

この協議においては、池田辰夫教授、同じく大阪大学大学院高等司法研究科の下村眞美教授及び藤本利一助教授、大阪大学大学院法学研究科の仁木恒夫助教授並びに大阪弁護士会出水順弁護士（大阪大学大学院高等司法研究科教授）に御参加いただいた結果、有意義

な成果を達成することができた。

- 6 この第3回研修の結果を踏まえ、JICAにおいては、このウズベキスタン注釈書作成に対する支援を正式なプロジェクトとして実施することとし、同プロジェクトを推進するための日本国内における基盤を整えるために、2004年12月に「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援委員会」（以下「国内支援委員会」という。）を発足させた。

現在の国内支援委員会の構成については、第3回研修においてウズベキスタン側と注釈書草案についての協議を行った池田辰夫教授（国内支援委員委員長）、下村眞美教授、藤本利一助教授、仁木恒夫助教授、出水順弁護士に加え、過去にJICA短期専門家としてウズベキスタンに派遣された経験を有する早稲田大学大学院法務研究科遠藤賢治教授（元京都家庭裁判所長、東京地方裁判所破産部総括判事）及び中央大学法科大学院伊藤知義教授にも参加いただいている。この他に、当職のほか、東京弁護士会松嶋希会弁護士、大阪経済法科大学法学部大江毅講師等がメンバーとなっており、おおむね1か月に1回程度の間隔で定期的にメンバーが一堂に会し、各種協議等を行っている。

そして、ウズベキスタン注釈書作成支援のプロジェクト化に伴い、国別特設研修をプロジェクト実施の一環として位置付けることとし、ウズベキスタン側との継続的な協議体制を整えるために、従前は年1回約1か月間実施してきた国別特設研修を、2005年以降は年2回約2週間実施することとしている。また、国別特設研修の間には年2回JICA短期専門家をウズベキスタンに派遣し、ウズベキスタン共和国の経済裁判所を始めとする関係諸機関を対象として、当該専門家による日本の倒産法制や倒産実務についての講義及び国別特設研修に参加した研修員による当該研修で取り扱ったテーマについての発表等を行うフォローアップセミナーを開催し、あるいは国別特設研修と同様、現地においても倒産法注釈書草案の内容についての両国間の協議を実施することとしている。

- 7 上記の方針に基づき、本年5月23日から6月3までの2週間にわたり、当部及びJICAでは、ウズベキスタン共和国の経済裁判所を中心とした諸機関から参加した研修員を対象とする国別特設研修である「第4回ウズベキスタン共和国法整備支援研修」を実施した（日程及び研修員については、本誌8、9ページ参照）。

この第4回研修においては、本年度に協議を実施することとしているウズベキスタン倒産法第5章、第6章及び第8章から第12章までのうち、ウズベキスタン倒産法における再建型手続である第5章「裁判上の再生支援」及び第6章「外部管財」を主たる協議対象として実施した。そして、本研修は、ウズベキスタン倒産法における再建型手続の内容を理解、整理するための絶好の機会と考えられ、また、中央アジアの要の国であるウズベキスタンにおける倒産制度について広く知っていただく有益な機会でもあると考えられることから、同研修中の2005年5月27日に大阪中之島合同庁舎2階の法務総合研究所国際会議室において、「ウズベキスタン倒産法－再建型手続を中心に－」と題するカントリーレポート発表会を公開して実施することとした（講演録につき、II参照）。

本発表会においては、研修員を代表して、ウズベキスタン倒産法における裁判上の再生支援手続についてウズベキスタン共和国最高経済裁判所判事のソリエフ・イスモイル・コ

ミロヴィッチ氏から、また外部管財手続についてウズベキスタン弁護士・タシケント法科大学講師のロパエワ・ナタリヤ・ヴァシリエヴナ氏から発表いただいたほか、国内支援委員会メンバーからも、池田辰夫教授からウズベキスタン倒産法の概要についての発表及び遠藤賢治教授からウズベキスタン側発表に対するコメントをいただいた。また、各発表等終了後には、研修員と本発表会参加者との間で活発な質疑応答が行われた。

なお、倒産法第8章から第12章までの注釈書草案の内容についての両国間の協議については、本年11月に実施した「第5回ウズベキスタン共和国法整備支援研修」の際に行われた。

8 同じく、上記6の方針に基づき、第4回研修終了後の本年9月6日、ウズベキスタン共和国の首都であるタシケント市においてフォローアップセミナーを開催した（講演録につき、Ⅲ参照）。本フォローアップセミナー開催に際しては、本年8月30日から9月10日までの間、JICA短期専門家として、国内支援委員会メンバーである下村眞美教授及び国際協力部長相澤恵一が派遣されたほか、当職らが同行した。

本フォローアップセミナーは、JICAウズベキスタン事務所の西宮宣昭所長及び国際協力部長相澤恵一の開会あいさつの後、下村眞美教授からは「日本の倒産実体法について一否認権と双方未履行契約の処理を中心にー」、第4回研修の研修員であったタシケント州経済裁判所判事のタジエフ・イブラギム・イサコヴィッチ氏からは「裁判上の再生支援と外部管財の比較について」、同じく第4回研修の研修員であったウズベキスタン最高検察庁上席検事のホシロフ・エルキン・ディルムロトヴィッチ氏から「日本の注釈書の様式とウズベキスタンの注釈書の様式との比較について」の各テーマに基づき発表がされ、その後、参加者との活発な質疑応答が行われた。

本フォローアップセミナーにおける発表テーマは、第4回研修で議論された事項を踏まえて構成されている。両者はそれぞれ連続した関係あるいは密接な関係を有するものであり、倒産法注釈書草案の内容について継続的な協議を行うことを可能とするものである。例えば、下村教授の発表テーマについては、ウズベキスタン倒産法第6章「外部管財」中の第102条の規定が日本の倒産法制における双方未履行契約の処理に関する規定に、また、第103条の規定が日本の倒産法制における否認権に関する規定にそれぞれ類似しているところ、第4回研修の研修員から、両者を比較、整理する観点からの発表について改めて本フォローアップセミナーの際に行っていただきたいという要望があり、その要望にこたえたものである。また、タジエフ氏の発表テーマについては、第4回研修におけるカントリーレポート発表会の内容を改めて現地において研修員自らが発表することにより、自国における知識の普及を図るとともに、当該発表の内容を倒産法注釈書草案の内容に反映しようとする見地に立つものである。

9 ところで、現時点におけるウズベキスタン側作成にかかる注釈書草案についての大きな課題は、注釈書草案の構造の改善を図る必要があるということである。

このウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトにおいては、ウズベキスタンの倒産実務関係者を注釈書草案の執筆担当者とすることにより、倒産実務に携わっている者

あるいはこれから倒産実務を学ぼうとする者にとって使いやすい実務的な注釈書を作成することを目指している。その要請にこたえるためには、倒産実務において真に必要となる情報が網羅されており、その情報が具体的に分かりやすく記載されており、しかもその情報を迅速に検索できるような構成にする必要があるが、現時点における注釈書草案については、まだそのような要請にこたえられるような構成にはなっておらず、このままでは実務上使いにくいものになることが予想されるところである。

そこで、国内支援委員会では、これまでウズベキスタン側が執筆した注釈書草案の解説に項目が付されていないなどの理由により、解説の狙いが分かりにくい、解説として必要な事項の書き漏らしや解説の重複がある、他の条文で解説すべき事項が記載されている等の構造的な問題があるという具体的指摘、あるいは、章レベルの解説を記載した方がよいのではないか、注釈書の中にフローチャートや書式を盛り込んだ方が実務的に分かりやすい注釈書が作成できるのではないかなどの具体的提言を行ってきたところである。

しかし、この点についてのウズベキスタン側の認識としては、現時点の注釈書草案はこれまでのウズベキスタンにおける伝統的なスタイルに従って作成しているものであって、我々としてはこれで特段の問題はない、また、日本側の提言の内容については我々としては経験がないものであって、にわかには受け入れがたいというものであり、両国間における相互理解がなかなか進まないところがあった。

そこで、国内支援委員会では、この注釈書の構造改善という課題を重要なテーマとして位置付けた上で、その改善に本格的に取り組むこととし、第4回研修におけるウズベキスタン側との議論を通じ、この点についての理解を得るために、日本側としてもコメントの方法を工夫し、例えばそのコメントの内容を視覚化するなどして分かりやすい説明を心がける必要があり、注釈書の構造改善のメリットを説明していくことが必要であると認識したところである。

本フォローアップセミナーにおけるホシロフ氏の発表テーマについてもまた、以上のような第4回研修中における国内支援委員会との議論を踏まえてテーマが設定されたものである。

10 また、この注釈書の構造改善という課題の重要性にかんがみ、本フォローアップセミナー開催に引き続き、9月7日及び8日の2日間にわたり、同じくタシケント市において、倒産法注釈書草案の内容についての両国間の協議を実施し、日本側は、主に本誌72ページから99ページまでに掲載した参考資料を用いた上で、説明を行った。

同参考資料は、「注釈書の構造改善」というフローチャート及び現時点におけるウズベキスタン倒産法第7条から第9条までの注釈書草案を例にとった日本側のコメント内容からなる。このうち、前者については、これまでの注釈書の構造改善に関するこれまでの日本側のコメント内容のうち、最低でもこの内容は満たしてほしいという要素を抽出してフローチャートの形にして整理したものであり、後者については、各条ごとに、①が現在の注釈書草案、②が日本側コメント、③が日本側コメントの反映結果、というように順を追った構成とした上で、どの点を具体的にどのように改善したらよいかということを分か

りやすく説明し、構造改善を行った結果を具体的に認識してもらうことを狙いとして作成したものであり、両資料ともそれなりの工夫を凝らしたものである。

以上の試みは、まだ着手し始めたばかりで試行錯誤の状態であり、今後も更に改善を図って行く必要があると思われるが、同参考資料を用いた日本側の説明に対して、ウズベキスタン側からは、若年層を中心に、注釈書の構造改善の必要性がよく理解できたという反応も多々あり、協議を実施した効果があったものと思われる。

この注釈書の構造改善という課題は、ある意味、文化的、思想的な問題にも絡むものであり、なかなか一筋縄では解決しない課題であるかもしれないが、日本側としては、今後もウズベキスタン側とこの点についての協議を継続し、日本側のコメントが受け入れられる素地を粘り強く整備していく必要があるものと考えている。

11 ウズベキスタン注釈書作成支援プロジェクトにおいては、今後も、ウズベキスタン側の注釈書作成ワーキンググループと国内支援委員会との共同作業で注釈書草案を作成することとしており、2006年12月までに注釈書草案を完成させ、2007年3月までに注釈書を発刊し、その後さらに、注釈書の普及や有効活用のために、当該注釈書を教材として用いた現地セミナー等を実施する予定である。

以上、ウズベキスタン注釈書作成支援プロジェクトの概要につき簡単に紹介したが、第4回研修中に開催したカントリーレポート発表会及び2005年9月に開催したフォローアップセミナーの内容を紹介することは、ウズベキスタン倒産法における再建型手続を始めとする各種の貴重な情報提供になると考えられること、また、同プロジェクトの具体的な活動の紹介の一環となると考えられることから、その内容を本号に掲載することとしたので、御一読いただければ幸いである。

最後に、第4回研修の実施並びにタシケント市におけるフォローアップセミナー及び注釈書の構造改善についての協議の実施に当たっては、大阪地方裁判所及び講師の方々を始め、JICA本部、JICAウズベキスタン事務所、JICA大阪、通訳のナターシャ・メルギチョーワ様及び岡林直子様並びにJICE（財団法人日本国際協力センター）研修監理員の木村恭子様から多大な御協力をいただいたほか、各種資料の作成及び翻訳等について、松嶋希会弁護士及び財団法人国際民商事法センターの鈴木佐和樹研究員に御尽力をいただいた。この場をお借りして、心から感謝申し上げたい。

第4回ウズベキスタン共和国法整備支援研修日程表

(担当教官：伊藤隆，丸山毅 事務担当：中川浩徳，土屋佳代)

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00
5 / 23	月	オリエンテーション 国際協力部教官 伊 藤 隆	倒産法注釈書についての協議(1) (注釈書の様式等についての協議) 国際協力部教官 伊 藤 隆 弁護士 松 嶋 希 会
5 / 24	火	講義：日本の再建型倒産法制について 大阪大学大学院高等司法研究科教授 池 田 辰 夫, 同助教授 藤 本 利 一	
5 / 25	水	倒産法注釈書についての協議(2) (裁判上の再生支援手続について) 大阪大学大学院高等司法研究科教授 池 田 辰 夫・下 村 真 美 弁護士・大阪大学大学院高等司法研究科教授 出水 順 国際協力部教官 伊 藤 隆 弁護士 松 嶋 希 会	
5 / 27	木	講義：民事再生実務 弁護士 服 部 敬	
5 / 26	金	カントリーレポート発表準備	カントリーレポート発表会 「ウズベキスタン倒産法－再建型倒産処理手続を中心に－」
5 / 28	土		
5 / 29	日		
5 / 30	月	注釈書執筆作業	訪問：大阪地方裁判所 (債権者集会見学, 裁判官との意見交換)
5 / 31	火	講義：ウズベキスタン倒産法制と日本倒産法制の比較 早稲田大学大学院法務研究科教授 遠 藤 賢 治	
6 / 1	水	講義：会社更生実務 弁護士・大阪大学大学院高等司法研究科教授 出 水 順	
6 / 2	木	倒産法注釈書についての協議(3) (外部管財手続について) 大阪大学大学院高等司法研究科教授 池 田 辰 夫 弁護士・大阪大学大学院高等司法研究科教授 出 水 順 国際協力部教官 伊 藤 隆 弁護士 松 嶋 希 会	
6 / 3	金	国際協力部教官等との打合せ (研修中における議論の整理, 今後のプロジェクトの予定)	評価会・閉講式 (終日：JICA大阪国際センター)

第4回ウズベキスタン共和国法整備支援研修員名簿 / List of Participants

1		ソリエフ・イスモイル・コミロヴィッチ Mr. Soliev Ismoil Komilovich Justice, The Supreme Economic Court 最高経済裁判所判事
2		タジエフ・イブラギム・イサコヴィッチ Mr. Tadjiev Ibragim Isakovich Judge, Economic Court in Tashkent region タシケント州経済裁判所判事
3		ナム・ガリーナ・セルゲーエヴナ Ms. Nam Galina Sergeyevna Judge, Economic Court of Tashkent City タシケント市経済裁判所判事
4		ロパエワ・ナタリヤ・ヴァシリエヴナ Ms. LOPAEVA Natalya Vasiliyevna Attorney-at-Law, Lecturer, Tashkent State Institute of Law 弁護士, タシケント法科大学講師（前ウズベキスタン最高経済裁判所上席法律顧問）
5		ホシロフ・エルキン・ディルムロトヴィッチ Mr. Hosilov Erkin Dilmurotovich Senior Public Prosecutor, General Prosecutors Office 最高検察庁上席検事
6		ファイジエフ・ハイリディン・シロジディノヴィッチ Mr. Fayziev Khayriddin Sirojiddinovich Head of Department of Justice of Syrdarya Region, Ministry of Justice 司法省シルダリヤ支局

【研修担当/Officials in charge】

教 官/Attorney 伊藤隆 (Takashi ITO), 教 官/Attorney 丸山毅 (Tsuyoshi MARUYAMA)
 主任国際協力専門官/Administrative Staff 中川浩徳(Hironori NAKAGAWA), 主任国際協力専門官
 /Administrative Staff 土屋佳代(Kayo TSUCHIYA)